

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 6 年12月12日

名古屋市人事委員会委員長 鈴木 典 行

名古屋市人事委員会規則第17号

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規
則

職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和26年名古屋市人事委員会
規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「又は」を「、」に改め、「必要となる当該子の世話」の次
に「又は在籍する学校等が実施する行事への参加」を加える。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。